

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

「**新型コロナウイルスに感染、もしくは感染が疑われる、発熱や風邪等の症状がある**」などの理由によりウイルス検査（PCR 検査、抗原検査）を受ける場合の登校停止等の措置を下記の表に示します。

表中のケース（１）（２）に該当する場合は、自宅待機（出席停止）になります。**登校が認められない事例に該当する場合は、無症状であっても登校は控えて速やかに学生支援課に連絡してください。**

なお、学生諸君が自宅待機（出席停止）となった場合、学生支援課から授業担当教員に連絡をして、成績評価上不利にならないよう十分な配慮をお願いすることとしています。

産業理工学部の**学生が新型コロナウイルスに感染した場合および感染が疑われる場合**の対応について

ケース	登校および授業への出席停止措置の内容
(1) 検査を受けた ①同居家族が陽性 ②体調不良等	検査を受けることになってから、結果（陰性）が判明するまで 登校できません（公欠扱い）
(2) 検査で陽性	出席停止（公欠扱い） 発症から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から登校可能になります

※後遺症が長引く学生に対しては、個別に判断します。

○ **新型コロナワクチン接種に伴う対応（病欠扱い）**について

新型コロナワクチン接種に伴い授業を欠席する場合は、**速やかに学生支援課に連絡**してください。

通常の病欠扱いとなりますが、学生支援課から授業担当教員に連絡をして、成績評価上不利にならないよう配慮をお願いすることとしています。